

事業

那須塩原市ヘルプカードの作成・配布について

概要： 障害のある方が、日常生活や外出をしたときなどに、周りの人に支援や配慮を求められる場合、支援してほしい内容をうまく伝えられない方がいます。

これらの方に氏名、住所、緊急連絡先、お願いしたいこと等の情報を記入する「ヘルプカード」を 11 月 1 日から本庁等で配布して、必要事項を記入したものを携行していただき、困ったときに周りの人に提示して、必要な支援や配慮をお願いしやすくするものです。

■内容

・対象者

障害者、難病患者、障害福祉サービスの受給者、高齢者、妊娠している方、その他ヘルプカードを必要とする方は、全て対象とします。(当初 3,000 人見込)

※障害者手帳所持者約 5,500 人、難病患者約 900 人、障害福祉サービスの受給者約 800 人、その他必要とする方(病気を持っている方、発達障害児童など)と考えると対象となりえる方は多いが、希望者にのみ配布する。

○希望者を約半数とする。

$(5,500 \text{ 人} + 900 \text{ 人} + 800 \text{ 人}) \times 1/2 = 3,600 \text{ 人}$

○手帳所持者、難病患者、サービス利用者の重複者を 600 人見込む。

$3,600 \text{ 人} - 600 \text{ 人} = 3,000 \text{ 人}$

・周知及び配布方法

市のホームページや広報紙、チラシ等で周知する。

市役所、支所、公民館、保健センターの窓口に置いて自由にお持ちいただく。

市のホームページからヘルプカードをダウンロードできるようにする。

・ヘルプカードの使用例

○普段の生活の中で

ちょっと助けてほしい時に、ヘルプカードを提示することでスムーズに支援をお願いします。

○緊急の時

パニックや発作、病気の際に配慮して欲しいことや、常用している薬の情報を正確に伝えることができます。

○災害が発生したら

家族に連絡して欲しい、避難所での生活において障害特性に応じた配慮をしてほしいなどの情報を正確に伝えることができます。

・ 県内の状況

宇都宮市、栃木市、日光市、大田原市、足利市、矢板市、佐野市、鹿沼市、益子町、市貝町では既に実施されており、ヘルプカードを必要とする方はすべて対象としています。

・ ヘルプカードの携帯方法

ヘルプカードの携帯方法や使い方は、障害の特性、それぞれのライフスタイル、考え方により異なりますので、ご自身で適切な方法となるよう工夫していただく。

○携帯方法の例

- ・ 市販のカードホルダーに入れて首やバッグの外側に下げる。
- ・ 障害者手帳などと一緒にケースに入れておく。
- ・ 財布や定期入れの中、薬手帳といっしょに入れておく。
- ・ バッグにヘルプマークやヘルプカードの表紙のみをさげ、「バッグの中に支援内容を書いたカードが入っています」と表示し、個人情報やバッグの中にしまっておく。

・ その他

○利用者向けチラシの配布

- ・ 記入例や使用方法等について周知する。
- ・ 重要な個人情報を記載する場合は、取扱いに十分注意するよう周知する。

○市民向けチラシの配布

- ・ ヘルプカードの目的を理解していただく。
- ・ ヘルプカードを提示されたときの対応方法について周知する。

○配慮や支援を必要としていることが、外見からは分からない方に対し、栃木県が8月1日より導入した「ヘルプマーク」を本庁及び各支所で配布しており、「ヘルプカード」を作成・配布することで、相乗効果を図り、合理的配慮の促進につなげていく。

■スケジュール

H29. 8. 1～ 栃木県ヘルプマーク配布開始（本庁、西那須野支所、塩原支所）

H29. 11. 1～ 那須塩原市ヘルプカード配布開始（本庁、各支所、公民館、保健センター）